

# 足利市における学校体育施設開放の現状と課題

～施設開放から生涯スポーツの拠点へ～

市民スポーツ課 須 永 一 美

## 1. はじめに

昭和50年当初のわが国に設置されていたスポーツ施設は、総数約18万8000か所であった。その大部分は小・中・高校・大学等の学校体育施設で約12万7000か所、全体の67.6%を占め、一般社会人用の公共スポーツ施設は約2万か所、10.5%と少ない現状にあった。

また、市民がスポーツに親しもうとする場合、その生活時間構造から考えて、特に勤労者にはウィークデーの夕方から夜間の活動の場を保証することが必要とされた。しかし、照明施設を備えている施設は少なく、主要な屋外施設の約1300か所にすぎないという現状にあった。

このように、一般市民用公共体育施設の未整備状況を克服することが、生涯スポーツの最大の課題であった。そこで、既存の学校体育施設を地域社会に開放し、市民の日常スポーツ活動の場として活用することの必要性は高く、公共スポーツ施設不足を解消するという観点から学校体育施設を活用することは、重要な施策であった。

そして、このような現状をふまえ昭和51年6月文部省より文部次官名で各都道府県教育委員会へ、学校体育施設開放事業のより一層の推進を図るとの通知が発せられ、この学校体育施設開放事業の施策が重視された。昭和52年度からは、学校体育施設開放事業の施設整備や管理指導員謝礼等の補助予算が大幅に増額されるなど、この学校体育施設開放事業の推進の強化が図られた。

本市においても、昭和51年に体育館開放5校からスタートし、以後16年が経過し、現在では校庭開放（昼間）体育館開放、校庭夜間開放の3種類で延べ50校の開放を行っている。当初は、公共体育施設（社会体育施設）の不足を補うのが目的であったが、今日ではその目的を達成したうえに、地域スポーツ活動の活性化・コミュニティーの拠点として大きな役割を果している。しかし、まだ運営上の問題など多くの課題も残されている。

今後、生涯学習・生涯スポーツの推進を考えた場合、スポーツ施設の面では、この学校体育施設開放が重要施策となると考えられるため、ここで学校開放の現状と課題をあげ、これからの学校開放の意義とあり方を考えたい。

## 2. 本市学校体育施設開放事業への取組み

本市の学校体育施設開放事業は、社会体育施設の不足を補うため学校教育活動に支障のない範囲で市民に学校体育施設を開放し、社会体育を推進することを目的として、社会人を対象とした体育館夜間開放及び校庭夜間開放と、児童・幼児を対象とした校庭開放（昼間）の3種類の開放に取り組んでいる。

### (1) 体育館開放

体育館開放については、昭和51年からの実施であり、当時の公共的体育館としては、総合運動場

内の勤労者体育センターの1施設のみという施設整備の状況もふまえ、開放校の選定については各小・中学校体育館の施設状況・各地域のスポーツ活動の状況等を考慮し、旧市内に1校（柳原小）、西部に1校（西中）、南部に2校（南小・御厨小）、北部に1校（北郷中）と市内に分散した5校を指定し開放を行った。また、翌年に三中、坂西中、3年目に富田中と開放を進め、以後も各地域の特性と開放校の利用状況を考慮しながら計画的に開放を行ってきた。

## (2) 校庭夜間開放

校庭夜間開放については、新たに設置する夜間照明設備の設置工事の予算、文部省の施設整備費補助金の関係もあり、体育館開放より1年遅れて昭和52年からの開放となった。グランドの照明施設についても公共施設としては、総合運動場内の野球場2面に設置されているだけの現状であった。こちらも地域的な特性や各小・中学校体育館の校庭の状況等を考慮し、西部の坂西中、南部の南小の2校から開放を開始し、登録状況・地域性等により、翌年筑波小、一中の2校、3年目、4年目についてはチーム数急増により4校ずつの開放を行い、以後利用状況等を考慮し、開放を進めてきた。

毎年、前年度実施における運営上の問題点を検討し、下記の様な、実施要項を作成し、施設の開放を行っている。

### 〈体育館・校庭夜間開放実施要項〉

#### 学校開放の利用について（平成3年度）

##### 1 目的

学校体育施設（体育館及び校庭）を学校教育活動に支障のない範囲で生涯スポーツの普及を目的として市内に開放する。

##### 2 学校開放の種類

校 庭 開 放

学 校 開 放

体 育 館 開 放

校 庭 夜 間 開 放

##### 3 開放日・時間・期間

日曜日を除く毎日、午後6時30分～9時30分

4月～翌年3月（体育館）

5月～10月（校庭夜間）

※一中は年間

#### 4 開放校

体 育 館	柳原小	西 小	大橋小	助戸小	千歳小	毛野小	山辺小	20 校
	山前小	北郷小	名草小	筑波小	小俣小	一 中	三 中	
	山辺中	西 中	北 中	富田中	協和中	坂西中		
校 庭 夜 間	柳原小	相生小	大橋小	助戸小	毛野小	毛野南小	南 小	20 校
	三重小	山前小	梁田小	筑波小	三和小	小俣小	一 中	
	三 中	山辺中	北 中	富田中	旧協和中	坂西中		

#### 5 利用の手続き

- (1) 利用を希望する団体は所定の登録申請書により教育委員会に申し込み、あらかじめ許可を得なければならない。

登録受付期間 〈前 期〉 3月4日（月）～3月16日（土）

〈後 期〉 7月8日（月）～7月20日（土）

※前期に登録した団体は年間を通して利用できます。

前期に登録を忘れた団体、及び利用している学校を変更したい団体は後期に手続きを行い、8月からの利用となります。

- (2) 利用の日程については、前月末に開催される代表者会議で決定する。

（代表者会議に出席しない団体は翌月は利用できない。）

代表者会議の日時問い合わせ先 ☎21-1141 （内線 542, 543） 社会体育課

#### 6 利用の許可

- (1) 足利市に在住もしくは在勤する者で10人以上の団体を構成し、登録、承認された団体を対象とする。（利用者は一般社会人とし、学生・生徒・児童は利用はできない。）
- (2) 学校教育活動に支障のない範囲で教育委員会が適当と認めた日、時間、施設に限り許可する。（許可された施設以外は立ち入らないでください。）
- (3) 登録に際し許可された種目のみの利用とし、決められた種目以外の利用はできない。（校庭夜間開放における野球は禁止します。）
- (4) 体育館及び校庭夜間開放における他校登録団体との交流利用を認める。（但し、平成3年度登録団体に限る。）

## 7 利用の中止

- (1) 降雨や施設の状況等により利用を中止することもある。

午後5時までに学校及び管理員が決定するので電話等で問い合わせること。

(この場合、必ず代表者1名が連絡してください。)

※利用中であっても降雨、落雷等により中止することもある。（管理員、運営委員の指示に従うこと。）

- (2) 教育委員会は利用状況の悪い団体、及びこの各項を守らない団体に対して利用の中止を命ずることもある。（場合によっては以後の利用を認めない。）

## 8 利用上の注意

- (1) 万一の事を考えてスポーツ傷害保険に加入してください。

(2) 利用後は清掃をし、もとの状態にもどしてください。（ゴミ、スイガラ、空き缶は持ち帰りとし、見物人のゴミも利用団体の責任とします。）

(3) 飲酒は禁止、喫煙・用便は所定の場所でしてください。

(4) 時間を守ってください。午後9時30分は消灯の時刻です。（利用開始時刻が遅れるとき、終了が早いときは管理員さんに連絡しましょう。）

(5) 利用取り消しの時は遅くとも午後5時までに教育委員会、管理員、学校へ連絡してください。

(6) 駐車場やその他、学校からの指示事項は守ってください。

(7) 事故が発生した時の責任は利用者が負う。（施設・備品破損時の弁償等）

(8) 団体内の連絡網を整理し、連絡を密にしてください。

この要項は平成3年度のものであるが、開放当初は、休みが月曜日であった。各種スポーツ行事・イベントが日曜日に開催され活動が重なることや、日曜日の利用率が低下したため、58年から日曜日を休みの日と改めた。

61年には一中にサッカー用の照明を増設して、活動種目の増加を図ると共に、年間を通して開放できる施設として整備した。

それまでは、責任の所在を明確にするため、登録校の利用しか認めていなかったが、活動の活性化をねらいとして、他校登録団体との交流利用を、体育館開放については60年、校庭夜間開放については平成元年から認め、クラブの交流・活動の場の拡充を図った。

### (3) 校庭開放（昼間）

校庭開放については、以前は鍵っ子対策として社会教育事業の一貫で行われてきたものであるが、昭和51年から地域の幼児・児童のスポーツ活動の場および遊戯的活動の促進の場として、旧市内を中心に小学校10校を開放している。

なお、次ページの要項に基づいて、校庭開放を実施している。

## 足利市立小学校々庭開放実施要項

### 1 目的

学校施設（校庭）を地域の幼児、及び児童（少年）のスポーツ活動の場として監視員のもとに定期的に開放し、少年のスポーツ活動及び遊戯的活動の促進充実を図るとともに児童等を事故の危険から守り、健全な育成に資することを目的とする。

### 2 実施方針

#### (1) 対象

- ア 原則として実施校児童及び地域内のつきそいのある幼児
- イ 実施校学区内の組織化された少年団
- ウ その他実施機関長が必要と認めたもの

#### (2) 開放校

前項の目的を達成するため足利市教育委員会は校庭開放を実施する学校を次の通り指定する。

足利市立柳原小学校	足利市立助戸小学校	足利市立山前小学校
" 東 小学校	" 千歳小学校	" 北郷小学校
" 西 小学校	" 毛野小学校	
" 相生小学校	" 南小学校	

#### (3) 開放日

学校教育活動に支障のない範囲において土曜、日曜、祝日、学校休業日を開放するものとする。学校事業により支障のある時はこの限りではない。

#### (4) 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年間100日を開放する。

（1日とは3時間程度とし、例えば日曜日に午前、午後各3時間開放した場合は2日として積算する。）

### 3 運営委員会

#### (1) 設置

校庭開放の運営を円滑、効果的にするために開放校ごとに運営委員会を設ける。

#### (2) 構成

当該校の校長及び職員、地域内青少年育成関係機関、PTA代表、体育指導委員など。

#### (3) 任務

運営委員会は学校長を通じ教育委員会と密接な連絡をとり地域と学校の現状に即した校庭開放を推進するために次のことを行なう。

- ア 校庭開放の計画、手続きに関すること
- イ 指導者の設置に関すること
- ウ その他、校庭開放に関すること

#### 4 監 視 員

運営委員会は開放日の管理などをおこなう若干名の監視員を置く。

監視員は各運営委員会で推薦、委任し、開放のための施設の管理と利用者の事故防止にあたり、備え付けの日誌に利用状況を記入する。

#### 5 事故発生報告と責任の所在

利用時に事故が発生した時は、ただちに適切な応急処置をとり、その経過について教育委員会へ報告する。

なお、事故の責任の所在は原則として利用者が負う。

### 3 本市学校体育施設開放事業の展開

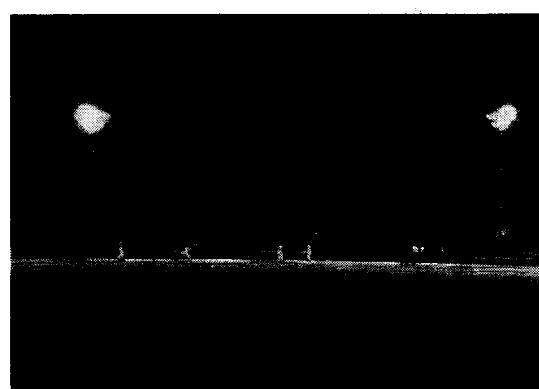
#### (1) 年度別開放校数及び学校別登録チーム数を追って

以上のとおり本市の学校開放事業は51年から実施されてきたが表1、表2を見ると開放校の現状と開放の経過等をみることができる。

当初の学校体育館は、バレー・ボール・バスケットボールのコート1面がとれるだけの面積であったため1コート1チームが利用するという状態であった。53年度を見ると1週間に6日使用できると考えて、1チームあたり週1日使用できる学校が7校中2校であった。しかし、学校行事等による使用できない日が加わるとこの統計通りにはいかない現状にあった。さらに各チームの考え方も自分のチームさえ練習できれば良いという気持ちが強いため、譲り合いや合同で使用するという意識は薄い状態であり、練習場所の確保の大変さだけを感じていた時代であった。



体 育 館 開 放



校 庭 夜 間 開 放

58年には北郷・名草中が北中に統合されたため、北中が開放校となり、従来の体育館の2倍の規模施設が開放となったため、北部の利用過密状態が緩和されると考えられた。しかし、新しい施設・設備のためか、前年9チームであったものが16チームと膨れ上がりてしまい、質の高い施設の開放の重要さを感じた。以後、学校体育館の改築・新築が進められていくなか、体育館開放校も59年に山辺中、60年には御厨小を協和中へ、61年西中、63年三中、助戸・北郷小、平成3年に一中と毛野南小から毛野小へと新しく容量の大きい施設へ移行・新設が行われていった。

このころからチーム数も100チームを超える、施設の利用においては、以前のような1日1チームの使用から、1施設または1コートで数チームが併用して利用するなど、チーム自体の意識の変革も見られてきた。また、登録チームの要望もあり、60年に他校登録チームとの交流を認めたため、チーム間の交流や各地域において体育館開放を利用しての大会等が開催されるようになった。これは各チームがただ単にスポーツ活動の場を借りているというだけでなく、体育館開放自体を自分たちの手で改善していくという意識のあらわれではないかと考えられる。

表1 体育館開放学校別登録チーム数

年度\学校名	柳原小	御厨小	南小	西中	北中	三中	坂中	富中	大橋小	毛野南小	筑波小	北中	西中	山中	協和中	山辺小	助戸小	千歳小	北郷小	名草小	小俣小	毛野小	一中山	山前小	合計
51						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
52								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	
53	12	8	5	4	8	9	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	
54	13	6	7	5	9	9	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	
55	13	10	9	8	14	11	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	
56	11	9	9	14	12	10	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	
57	14	11	8	9	9	9	8	11	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	
58	15	8	8	9	-	8	7	8	13	12	6	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	
59	10	7	5	10	-	7	6	8	12	14	5	19	16	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133	
60	9	-	4	12	-	10	5	10	12	15	5	14	12	15	9	-	-	-	-	-	-	-	-	132	
61	10	-	4	13	-	18	7	10	13	16	4	15	10	19	10	-	-	-	-	-	-	-	-	149	
62	11	-	-	13	-	15	8	9	10	18	5	15	8	12	10	10	7	-	-	-	-	-	-	151	
63	9	-	-	12	-	13	6	9	8	15	4	8	5	11	9	7	7	12	10	-	-	-	-	145	
元	10	-	-	14	-	13	8	8	9	15	4	6	8	11	11	7	7	13	8	-	-	-	-	152	
2	10	-	-	21	-	14	8	9	9	15	4	9	8	13	13	8	7	15	8	6	6	-	-	183	
3	10	-	-	16	-	13	7	10	9	-	4	9	13	13	15	8	7	14	9	6	7	15	5	13	203

校庭夜間開放は52年からの実施であるが、本市の公共ナイター施設は1施設しかなく、常に満杯の使用状況であったためか、校庭ナイター施設を地域に開放したところ、南小43チーム、坂西中に18チームと平均すると、1校当り31チームの登録となった。翌年4校を開放したが、初年度以上の1校当り47チームの登録となってしまった。54・55年に新たに4校ずつ開放し、登録チーム数の過密状態の緩和に努め、1校当り34チームの登録数となったもののまだ飽和状態を脱し得なかった。

表2 校庭夜間開放学校別登録チーム数

学校名\年度	南小	坂中	筑波	一小	毛野	北郷	山前	柳原	三小	富中	助中	戸小	旧協和	相中	小保	毛野南小	三重小	三中	山辺中	梁田小	北中	大橋小	合計
52	43	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	
53	64	71	23	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188	
54	50	64	52	43	33	23	37	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	325	
55	51	41	50	29	54	31	44	28	36	27	11	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	419	
56	42	44	33	26	49	37	43	23	45	34	28	34	20	21	-	-	-	-	-	-	-	479	
57	35	32	25	17	32	33	37	17	41	32	34	33	26	29	22	29	-	-	-	-	-	464	
58	31	34	22	22	28	30	28	24	37	32	27	28	29	24	26	18	12	9	-	-	-	461	
59	22	30	20	13	25	29	28	17	28	26	18	17	20	23	18	19	24	11	12	-	-	400	
60	16	29	15	11	24	28	30	15	26	23	17	17	20	22	16	18	21	12	17	-	-	377	
61	13	27	11	7	19	27	31	19	23	22	16	16	21	23	18	18	24	13	15	-	-	363	
62	11	26	10	16	19	-	25	25	20	18	16	11	18	20	18	14	21	14	15	20	-	337	
63	6	21	12	8	15	-	20	21	12	16	17	9	17	18	12	13	20	10	13	18	-	278	
元	6	17	9	9	12	-	14	18	11	13	15	10	21	14	11	14	19	9	12	16	-	250	
2	7	12	11	10	9	-	13	16	10	11	14	8	16	16	9	13	20	7	10	15	4	231	
3	7	11	13	8	12	-	10	12	6	13	14	6	15	15	8	13	22	8	7	12	6	218	

校庭夜間開放は施設のチーム数の関係等から体育館開放とは使用方法が違い、体育館開放の単独での練習形式に対し、校庭夜間開放は2チームの試合形式での使用となっていた。この形式で1ヶ月1チームが使用できる回数は、雨天、学校行事等により確実的なものではないが、1ヶ月26日間が使用可能日とすると月52チームが使用できることとなり、1校の登録チーム数がこれ以上であると月1回使えないチームも出てくるという状況であった。そこでチーム数の多い開放校では、使用時間を2つに区切って使用し、飽和状態の緩和に努めていた。また、この状態に対処すべく開放施設を増設することが当時の課題であった。

以後56～58年をピークに登録チーム数が減少してきているため、59年に1校、63年に1校、平成2年に1校を開放する状況となった。それまでは、場を確保することが最大の課題であったが、チーム数・利用日数の減少に伴い、各開放校の活性化をどう図るかということが新しい課題となってきた。

## (2) 登録チーム数の延べ利用人数の推移より

前段で学校開放実施の取り組み等その背景について述べたが、ここでは実績としての数字により考察していきたい。

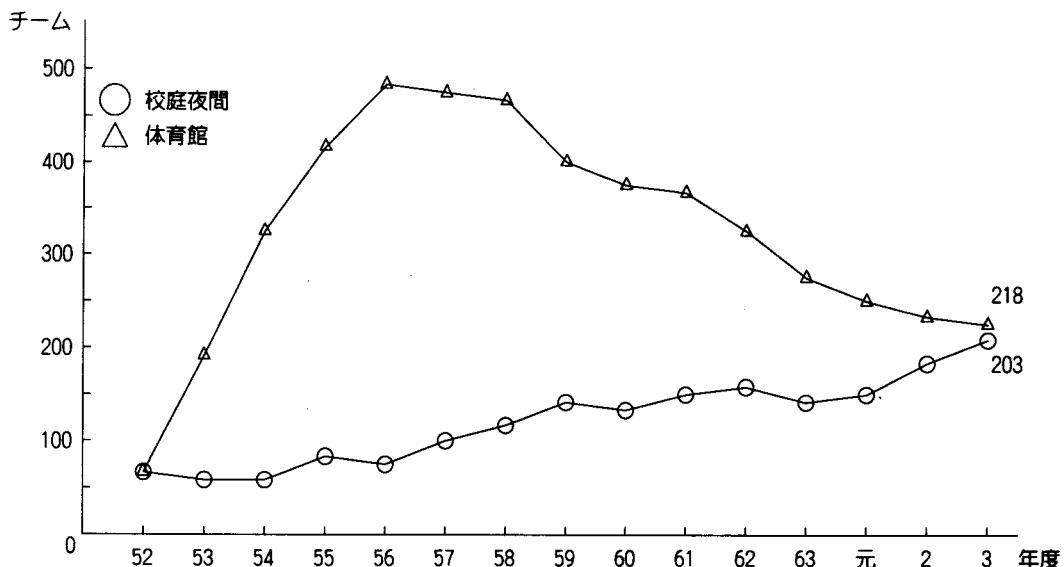
図1の登録チーム数の推移をみると特に校庭夜間開放の変化が目につく。52年の61チームから開放を開始し、56年には479チームとなり、5年間で418チーム増の約7.9倍に跳ね上がり、年平均84チームという驚異的な増加を見せた。これは、今までナイター施設が本市に1施設のみであること、また、その使用料が高い状況のなかで、無料で使用できる施設が身近な場所に設置されたこと、社会人の日常生活の活動時間に適合している事等が考えられる。また、ナイターでスポーツができるという珍しさなどにも助けられたのではないかと思う。いずれにしても、地域住民が最も必要としていた施設がつくられたと考えても過言ではない。

また、この学校夜間開放施設が設置されてから各地域に分散しスポーツ活動の拠点がつくられたことを意味していると考える。

しかし、以後2年間は横ばいでいたが、59年から登録チームの減少傾向がはじまり、平成3年には218チームとピーク時に比べ261チーム減の半数以下となってしまった。これは一方では、学校開放事業自体がこの10年間に定着したとも考えられるが、また、逆に言えば開放自体に魅力が無くなってしまったことを意味するとも考えられる。

いずれにしても、年平均26チームの減少となった10年の間の各チーム・各地域でのスポーツ活動の動向の意味を把握することが今後の事業展開の課題となると考える。

図1 登録チーム数の推移



校庭夜間	64	62	62	80	79	89	110	133	132	149	151	145	152	183	203
体育館	61	188	325	419	479	464	461	400	377	363	337	278	250	231	218

体育館開放については、校庭夜間開放に比べると特に目立った上昇は見られないが、開放以来着実に増加をしている。また、開放校が1校増えるごとにチーム数が確実に増加しており、52年以降年平均9チームの増となっている。

これは、体育館開放が既存の施設を開放する事業であり、開放校になる以前に利用していたチームがそのまま登録をするためと考えられる。また、もう一つには、体育館開放ではバレーボールを中心に行なわれてきたが、ここ数年ではインデアカ等のレクリエーション・ニュースポーツの活動が増えており、この開放種目の数の増加が体育館開放の着実な登録数の増加を示していると考える。

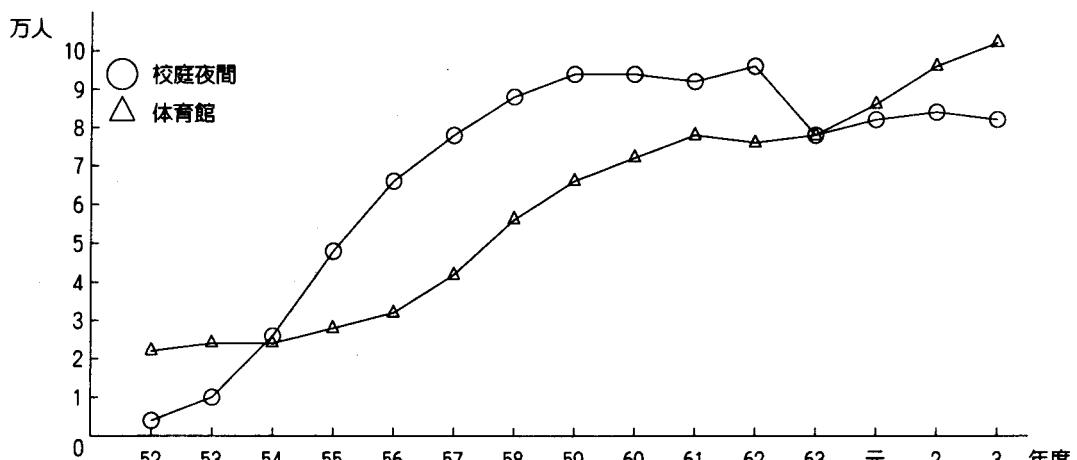
そして、これまで競技スポーツが中心に行なわれてきたものから健康・体力つくりを目的として、活動自体が多様化していることも今後の推進上の重要なポイントであると思う。

校庭夜間開放についても実施種目から考えてみると、ソフトボールを中心であり、当初は民謡等地域での集会的な集いがいくつか模索されていたが数年で立ち消えとなってしまった。61年には、一中にサッカーも実施できる施設を増設して、サッカーのチームが数チーム登録されている。しかし、依然として98%がソフトボールチームであることから、ここに体育館開放との違いがでできていると考えると共に校庭夜間開放での実施種目の固定化が登録数減少での最大の原因になっていると考える。

### (3) 延べ利用人数の推移より

上記の登録数を考えながら延べ利用人数の推移を追ってみると、校庭夜間開放の登録チーム数のピーク時は56年であるが、図2でもわかるように、開放当初から59年までは非常に高い率で上昇し、

図2 延べ利用人数の推移



校庭夜間	4,176	10,944	26,912	47,916	66,348	78,048	87,992	94,257	94,142	92,224	96,907	78,522	83,864	84,602	82,456
体育館	21,384	23,760	23,936	27,880	30,566	41,560	55,402	65,577	72,163	78,472	76,649	77,777	86,642	96,414	105,444

62年に96,907人と最高の数字を残している。翌年18,000人の減をしたがここ数年徐々に増加している。ここで考えられるのは、チーム数は減ったが各開放校ごとに大会を開催したり、各開放校同志の交流等使用の方法に工夫がなされ、新しい利用方法が各地域に定着してきたことを示していると考える。しかし、もう一方では、ただ日数だけが多いということは、同じ人達たちが活動を繰り返してしているとする考え方もある。やはりここでも活動する人の固定化が問題になってくる。この固定化を解決することが現在の大きな課題であり、どこでもだれでもがスポーツに親しめる施設を拡充していくことが必要になると思う。

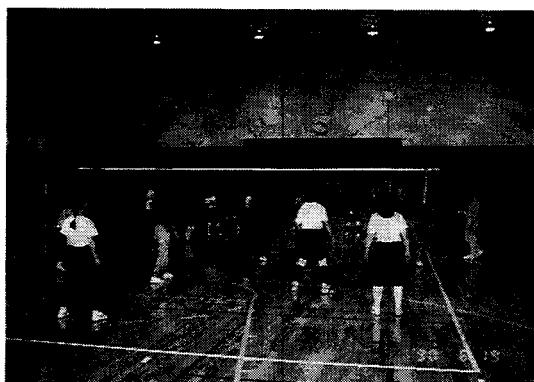
体育館開放については、56年から61年までに大きな変化があった。これは各開放校において大会・交流等が行われ、特にバレーボールにおいては各町内単位にチームが作られ、その練習にあてられている事も利用人数の増の大きな要因となっていると考える。また、63年から平成3年にかけても大きく伸びているが、ここでは新種目が増えてきたことが第一にあげられる。また本市でおこなっているスポーツ教室が公共施設を中心に行われていたが、60年より各開放校を利用し地区に出向いてのスポーツ教室の開設（表3参照）を行った。これにより、太極拳、バドミントン等のクラブが誕生し、以後の活動に開放校を活動の拠点として利用してきていることも大きな影響があると思う。また同時に各体育協会の支部においても、バレーボール・バドミントン等の教室を開催しているなどが大きな要因にあげられる。

チーム数の減少・種目の固定化等の問題を抱えている校庭夜間開放の中にも、このようなプログラム開放を導入することにより、校庭夜間開放の活性化が図れるのではないかと考える。

表3 移動スポーツ教室年度別開催状況

年 度	コ 一 ス		会 場	回数	期 間	参加者	修了率
昭和60年度	一 般	バドミントン教室	北 中	7回	10/12~11/30	60	72%
昭和61年度	一 般	バドミントン教室	毛野南小	7回	5/27~7/8	28	64%
		"	協 和 中	7回	5/30~7/11	36	75%
		"	北 中	7回	10/30~12/13	22	63%
		"	西 中	7回	11/1~12/13	33	67%
昭和62年度	少 年	バドミントン教室	協 和 中	7回	6/5~7/17	13	56%
		"	毛 野 中	7回	6/9~7/21	20	77%
		"	西 中	7回	10/24~11/21	43	70%
昭和63年度	一 般	バドミントン教室	北 中	7回	5/26~7/7	20	74%
		"	山 辺 中	7回	5/28~7/21	10	40%
		"	坂 西 中	7回	10/18~11/29	23	74%
		"	富 田 中	7回	10/21~12/2	14	54%

平成元年度	一般	バドミントン教室	山辺 中	7回	5/23~7/4	21	55%
		"	北 中	7回	5/26~7/7	5	33%
		"	千歳 小	5回	10/26~11/30	30	73%
		"	葉鹿 小	5回	10/27~12/1	19	73%
	少年	バドミントン教室	千歳 小	5回	10/22~11/19	30	73%
		親子体操教室	千歳 小	6回	6/11~7/16	38	79%
	ファミリー	"	小俣 小	5回	10/22~11/19	19	100%
平成2年度	一般	バレーボール教室	毛野 体	5回	5/29~6/26	18	75%
		バドミントン教室	毛野 体	5回	1/21~7/19	23	68%
	少年	バレーボール教室	毛野 体	5回	5/20~6/17	13	48%
		バドミントン教室	北郷 小	5回	2/10~3/10	25	71%
	ファミリー	親子体操教室	山辺 小	6回	6/10~7/15	26	60%
		親子体操教室	毛野 体	6回	10/28~12/2	33	79%
平成3年度	一般	バドミントン教	西 中	5回	6/6~7/4	26	73%
		バレーボール教室	毛野 体	5回	9/13~10/11	25	68%
		バドミントン教室	毛野 体	5回	10/24~11/21	34	68%
	少年	バスケットボール教室	山前 小	5回	10/26~11/30	40	90%
		バドミントン教室	毛野 体	5回	2/2~3/1	28	75%
	ファミリー	親子体操教室	未厨 小	6回	6/2~7/7	46	67%
		親子体操教室	三重 小	6回	10/27~12/1	38	63%



移動スポーツ教室

#### 4 運営委員会・利用者委員会の機能の充実

これまで学校開放事業の実績から考察をしてきたが、ここで各開放校の運営組織について考えてみたい。

各開放校には運営委員会や利用者委員会が組織されており、各開放校ごとにより良い運営方法を検討しながら運営している。

体育館開放では、各利用団体の代表者により利用者委員会を組織している。また、校庭夜間開放では、自治会、PTA、学校、体育協会各支部、体育指導委員、照明を点・消灯する管理員などで運営委員会を組織している。これは、体育館開放のように既存の施設を利用しての開放ではなく、校庭に新たに照明設備を設置して行う事業のため地域そして周辺への影響が大きいので地域ぐるみで役員を構成し組織しているのである。

機能的にはそれぞれの開放校が運営するための運営費検討・経理、日程調整会議の会場等の運営、さらには、運営方法検討・利用上の指導、諸問題の解決等多くの役割があげられる。

しかし、各開放校とも開設当初は問題点も多いことから調整会議にも各委員とも意欲的に出席をいただいていたが、利用者・学校側・地域がこの事業に対する理解を深め慣れてくると、委員の出席率も悪くなり利用団体だけで調整会議を行ったり、運営自体がマンネリ化してしまう開放校も出てきた。

この学校開放が生涯スポーツの拠点として大きな役割を果たすことは、これまで述べてきたとおりであるが、そのためにも運営委員会がどう機能するかが重要な鍵となると考える。生涯スポーツ・生涯学習を根底においていた運営委員会の組織・機能の見直しと利用者の意識の改革等を地域ぐるみで検討し進めることが必要であると考える。

#### 5 おわりに

この学校開放事業は、公共スポーツ施設の不足を補うことから始まり、16年が経過し、地域のスポーツ活動の場として、また地域の交流の場として大きな役割を果たし、着実に地域に定着し生涯スポーツの拠点となるまでに成長してきた。しかし、前段述べたとおりまだ多くの問題点も残されている。これから学校開放事業のあり方を考えた場合、これまで述べてきた現存の問題点を解決するということはいうまでもないが、これからは、生涯スポーツ・生涯学習の推進という今日的課題を念頭に置いた学校開放事業の推進、コミュニティの拠点つくりを進めることが必要となる。そのためには、学校、地域関係団体との相互理解を更に深め、事業を展開していくことが必要である。

また、学校週5日制の導入や週休2日制の進展により、自由時間が増大する社会への対応についても、学校開放事業に大きな関わりが出てくることが考えられるため、今後も更に検討を重ねていく必要がある。

現在のこの学校開放事業は、スポーツ施設を地域のスポーツ活動の活性化やコミュニティつくりを目的として進めているが、今後も学校開放が生涯学習を推進する上で、地域の拠点となる大きな役割を担うと考える。そこで、この学校開放がより有機的な開放を行うためには、学校や

地域の持つあらゆる教育力を結集し、施設面の開放のみならず、スポーツ、文化面等種々の学習機会を提供することができる場となる学校開放事業の推進が望まれており、この実現こそ、今後の学校開放事業の大きな課題であると考える。

その課題の具体化のための具現策については、また改めて考察することとし、今回は、足利市における学校開放事業の経緯と現状、そして、今後の課題を提起することにとどめたい。

## 評

スポーツ活動の成立要因には、仲間、指導者、施設、活動資金等いろいろなものが考えられますが、その中でも指導者と施設の確保が重要かつ困難な事項であり、スポーツクラブの運営では、多くの労力を費やす部分であろうと考えます。

その一つである施設の確保の問題に取り組んできた本事例は、スポーツ振興施策の中でも重要な位置を占めていると考えます。さらには、ただ単に社会体育施設の不足を補うだけにとどまらず、市民の生活圏内に密着した施設を提供することで、活動施設のフランチャイズ化が図られ、市民スポーツの拠り所ともなると思います。

本研究のすばらしい点は、豊富な資料に裏打ちされて考察を進めているところにあります。年度ごとの登録チーム数、延べ利用人数の推移等一見簡単な資料にみえますが、学校体育施設開放事業当初から15年にも及ぶ実績の積み重ねには、重みを感じます。

ともすると、これまでの社会体育行政では事業の実施に追われ、その成果等を分析し、積み重ねていく時間を割けない状況にあったように思います。この学校体育施設開放事業は、県内の各市町村でも古くから取り組んでおりますが、足利市ほどの統計資料を所有している市町村は、他に見あたりません。

そのようなことから、15年間の統計資料に基づいてなされた学校体育施設開放事業の経緯、現状、そして今後の課題の考察には真実味と迫力が感じられます。

本研究がその中で指摘しているとおり、校庭夜間開放での利用種目の固定化と登録チーム数の減少、体育館開放での利用種目の多様化と登録チーム数の増加等は、市民のスポーツニーズをそのまま反映したものであると思います。

こうして15年間の実績の中から導かれた、いくつかの原因と今後の課題への対応こそがこれから社会体育行政の指針そのものであると考えます。そのための施策の検討等に関わる研究が、引き続き早い時期になされることを期待いたします。